



住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

平成30年10月15日より、 登録申請手数料が 無料になりました！

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度とは？

改正住宅セーフティネット法（平成29年10月25日施行）に基づく住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅について、登録申請手数料を無料化しました。

制度のポイント

※住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など

- 賃貸住宅の貸主の方が登録できます（都内に所在する賃貸住宅が対象です）。
※登録は、指定登録機関 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター が行います。
ただし、八王子市に所在する住宅の登録は、八王子市で行います。
- 規模、構造、設備等について、一定の基準に適合する住宅が対象となります。
- 入居中の物件や集合住宅のうちの1戸でも登録できます。

登録制度のメリットは？

- 登録した住宅の情報は、高齢者等の住宅確保要配慮者に広く公開されます。
⇒入居希望者との**マッチング**が進み、**空き家対策**になることが期待できます。
- 改修費などの**補助**や住宅金融支援機構の**融資**が受けられる場合があります。

登録できる住宅の要件は？

- **床面積が25㎡以上あること**（*都では着工時期により床面積の基準を緩和しています。）

着工日	～平成8.3.31*	平成8.4.1～ 平成18.3.31*	平成18.4.1～ 平成30.3.30*	平成30.3.31～
各住戸の床面積	15㎡以上	17㎡以上	20㎡以上	25㎡以上

※シェアハウス等の場合、別途基準あり

- **耐震性を有すること**
- 便所、浴室等の**設備**が備えられていること
- 周辺の**家賃相場**と均衡を失しないこと 等

※詳しくは、東京都都市整備局ホームページをご覧ください。

登録手続の方法は？

平成30年7月10日より、登録手続が簡素化されました。

⇒ **登録申請**は、原則として**システム上**で行います。

【登録申請の手続】

- 「**セーフティネット住宅情報提供システム**」にログインし、IDとパスワードを取得した後、登録情報を入力します。
- 面積や設備の概要を表示した**間取図**（不動産広告に使用する程度のもの）をシステム上で**画像データ**として貼り付けます。

※ただし、竣工年月日によって、必要書類が増える場合があります。

なお、**登録申請手数料**は、平成30年10月15日より**無料**になりました。

登録された物件の情報は？

【住宅の登録・登録情報の公開】

- 指定登録機関において、基準等への適合性を審査し、住宅情報を登録します。
「**セーフティネット住宅情報提供システム**」により住宅情報を公開します。

- 物件をお探しの方は、こちらをご覧ください。

「**セーフティネット住宅情報提供システム**」
(URL : <http://www.safetynet-jutaku.jp>)

- 詳しくは、**東京都都市整備局ホームページ**をご確認ください。

「**住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度**」

(URL : http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html)



【登録に関するお問い合わせ】

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

☎03-5466-2097 (直通) 《渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル7階》

【その他住宅セーフティネットに関するお問い合わせ】

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課住宅セーフティネット担当

☎03-5388-3320 (直通) 《新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎26階北側》
(平成30年12月25日から、13階南側に移転します。)